

## J・H・ニューマン『承認の文法』における「承認」の哲学

徳永, 有美  
九州大学大学院比較社会文化研究科 : 博士課程

<https://doi.org/10.15017/1430799>

---

出版情報 : 哲学論文集. 33, pp.81-98, 1997-09-25. 九州大学哲学会  
バージョン :  
権利関係 :

## J・H・ニューマン『承認の文法』における「承認」の哲学

徳 永有美

### はじめに

「いかなる命題をも、それを導く証明が保証するより大なる確かさ assurance をもって受け入れないこと」(J・ロック、*『人間知性論』* IV, ch. 19, §2)、換言すれば、我々の或る命題への承認 assent (信念 belief) の程度は、その命題への証拠 evidence への蓋然性の強さに比例すべきである。これは、イギリス経験論に伝統的な「信念の倫理学 Ethics of Belief」と呼ばれる問題の中心テーゼである。同じ経験論の伝統にありながら、「推理 inference は条件的であるが、承認は無条件的であり程度の差はない」として、ロックの承認程度説を批判しながら、このテーゼに真つ向から対立したのが、19世紀の宗教思想家J・H・ニューマンである。最近、欧米で哲学者としてのニューマンが注目を集め始めたのも、かれのいささか特異と見える、推理と承認に関するこの哲学のもつ重要性が、改めて見直されてきたからと言える。小論では、主著『承認

の文法』(An Essay in Aid of A Grammar of Assent 以下GAと略記)<sup>(1)</sup>における推理と承認の関わりを巡って、ニューマンの「承認」(信念)の哲学がもつ現代的な意味を考えてみたい。

## I 『承認の文法』の主題

『承認の文法』におけるニューマンの基本的な主題は、宗教的教義に対する我々の関わり方——とりわけ普通のひとのその教義への信仰の合理性 rationality、宗教的真理への確信の可能性、あるいはむしろ、確信の現実性とその根拠——を考察することであつたと言える。一介の「女工」(factory-girl)の揺るぎない信仰の現実、いかにすれば合理的なものとして解明できるか、これがニューマンにとつての根本問題であつた。<sup>(2)</sup>

その際、ニューマンは、最初から特殊な「宗教的承認の文法」の解明・記述を企てることはしない。<sup>(3)</sup>そうではなくて、一般的なところの働きとしての承認、そして「承認の承認」と規定される「確信 certitude」の「文法」を、了解と推理という二つのところの働きの方向から解明・記述したうえで、その特例化として我々の宗教的な承認や確信、すなわち、信仰の合理性の確立を目指しているということである。つまり、ニューマンの基本戦略は、宗教的営為としての信仰を、他の営みから切り離されたものとして考えるのではなく、我々人間の、一般的なところの働きの構造の中に位置づけることであつたと言える。

ところで、ニューマンによれば、「教義は命題である。」(例えば、「天には掟を与える三つのもの、父、言葉あるいは子、聖霊が存在する」等。)そして「命題もしくはテーゼなしには何の承認も信念もありえない。それは結論なしには推理がありえないのと同様である」(GA, p.82)とされる。このことは、ニューマンにとつて宗教的信念は、何か超越的な存在者に何らか神秘的な仕方に関わるのではなく、そうした存在者との関わりは命題を介して、或いは、命題においてある、という

ことを意味する。しかしながら、教義への信は、当然のことながら、そのような命題の単なる主張であつてはならない。そうではなく、そのような命題を受け入れる当のひとのあり方に根本的に関わらなければならない。ニューマンが、命題の無条件的受け入れとしての「承認 (assent)」、すなわち、「信念 (belief)」というところの働きに定位することではなそうとしたことは、そのようなひとのあり方を規定するものとしての命題の受け入れを解明することであつたと思われる。<sup>4)</sup> 命題や名辭の「了解 (apprehension)」と命題の条件的受け入れとしての「推理 (inference)」が、承認のための二つの必要条件とされる。小論は、承認の働きとその先行条件とされる推理の働きとの関わりに集中する。

## II 推理と承認

(1) ある命題の承認と推理との関わりを考察する際、先ず第一に押さえておかねばならないのが、ニューマンにおける命題の分類とそれらの形成 (shaping, enunciating) ならびに保持 (holding, entertaining) についての理解である。

命題は次の三つに分類される。

(1) 疑問的 (interrogative) —— 命題が質問を問うときの形態で、その肯定的もしくは否定的決断の可能性を含蓄する。

実例：「自由貿易は低所得者層を益するか。」

(2) 条件的 (conditional) —— 命題が結論を表現するときの形態で、他の諸命題及びそれらへの依存を直ちに含蓄する。

実例：「それ故、自由貿易は低所得者層を益する。」

(3) 定言的 (categorical) —— 命題が端的に主張されるときにの形態で、それ自身の内に休息し本質的に完結しているの、いかなる種類の条件もしくは留保も存在しないことを含蓄する。

実例：「自由貿易は低所得者層を益する。」

そして、これらの命題と我々との関わりが、命題を形成する外的働きと命題を保持する内的働きの二つの種類に大別され、それぞれが、上の命題の三分類に対応する。

まず、命題を形成する、あるいは発話する外的働きとは、

① 質問 (Question)      ② 結論 (Conclusion)      ③ 主張 (Assertion)      である。

次に、命題を保持する内的働きとは、

- ① 疑い (Doubt) : ある命題 p を保持する仕方が分からないこと (「心の宙づり状態」)
- ② 推理 (Inference) : 十分な根拠に基づいて、p であるかもしれない、p であるはずだ、p でなければならぬ、と命題を保持すること

③ 承認 (Assent) : 無条件的に p を保持すること  
である。そして、それぞれの働きにあつては、質問——結論——主張、また、疑い——推理——承認の順で、「自然的順序」が存在するとされる (GA, pp. 9-12)。

さてしかし、ニューマンはこのような命題をめぐる基本的な枠組みの提示に際して、何の説明も与えようとしぬ。当然のことながら、論理的、哲学的にさまざまな問題点が指摘されることになる。命題は通常、真理値の担い手として文から区別される。とすれば、質問ははたして命題といえるか？ 質問を命題と言うのであれば、命令文や感嘆文はどうなるのか？ 結論と主張は同じ命題の形態ではないか？ さまざまな命題的態度をこのように簡単に区分してよいものか？ 等である。<sup>(5)</sup>ただ、ここで、あえて、疑問的——条件的——定言的というニューマンの命題の分類を擁護しようとするれば、次のようにも言えるであろう。

確かに問いは肯定したり否定したりしない。しかし、ニューマンは、命題が問いを発する時、命題は肯定的決断もしくは

否定的決断の可能性を含蓄すると述べている。そこでは問いと主張の間の繋がりにへの注目がなされていると言つてよい。例えば、フレーゲは、言明を命題基(Satzradikal)と力(Kraft)に分析し、主張や疑問や命令といったものに共通の部分(p)と互いに異なる部分とを区別している。これは、「pであるか。(Tp)」という問いと「pである。(Tp)」という主張(言明)の間の繋がりと相違の両方をどう理解するかの一つの試みと解釈することもできるであろう。この繋がりが、つまり、共通の部分を考える一つの重要なことは、命題を探究の文脈——問いと答えの文脈——の中にそれらを置いて考えることである。ニューマンの命題及びその保持の分類は、探究——疑いを持ち、推論し、結論を受け入れる——ということの考察として考えれば、そして、この探究は共通部分としての命題の形で表現される事柄の探究であるとするならば、疑問文の形の命題を命題として取り上げることあながち理解不可能ということでもないであろう。

(2)では、ニューマンの考察にとって中心をなすと考えられる承認と推理の関係はどの様なものであろうか。先ずはその概要を見ておこう。一方で、質問——結論——主張、もしくは、疑い——推理——承認は、同一の命題についてあり得るが、そこには、自然的順序が存在する。この連関では、推理は、承認に先行するその前提条件である。他方、承認は無条件的であるのに対して、推理は条件的であるという点で、両者は厳しく対比される。ニューマンの場合、「推理」は、形式的推理、非形式的推理、自然的推理に分けられるが、<sup>(6)</sup>いずれも、通常の推論過程全体(例えば、三段論法の大小二前提と結論の全体)ではなく、結論命題の受け入れのことである。したがって、推理、或いはむしろ結論は、その前提を構成する他の諸命題に依存するという意味で条件的である。これに対して、承認は、推理によって結論として導出された命題を、いわば改めて、推理が依存していた前提なしにここに抱くこととして、命題の「無条件的、絶対的受け入れ」(GA, p.16)であるとされる。

ここで、承認に関して予め注意しておくべき一つの重要な区別がある。すなわち、単純な承認と複雑な承認の区別である。

前者は陰伏的 implicit であるのに対して、後者は意識的な受け入れである。そして、「主観的にも客観的にも真である場合」、その単純な承認、いわば第一階の承認は「知覚 (perception)」と呼ばれ、第一階の承認を含んだ複雑な承認は「確信 (certitude)」、その命題もしくは真理は「確実性 (certainty)」もしくは「知られるもの」「知識の対象」、そしてその命題を承認することは「知る」と呼ばれる。(GA, p.128)

さてしかし、推理と承認の対比を「自然的順序」と突き合わせる時、問題が生じる。既に見たごとく、ニューマンにとつての信念とは承認である。さらに、その承認は無条件的に命題を受け入れ、その命題を受け入れるためにいかなる理由も必要としない。そこで当然問題にされることは、「推理の働きのような命題の条件的受入れが承認の様な命題の無条件的受入れへと導くのはいかにしてか」(GA, p.105)というものである。この問いは(具体的な事物については)「論証され得ず、せいぜいの所、真理に似たものとして証明されるだけの命題が、いかにして、我々の留保無しの執着 adhesion を要求し、また受けるのか」(GA, p.105)という問いでもある。これが推理と承認の関わりについての根本問題である。

(3) この問題の考察をニューマンは、「信念の倫理学」を主張するロックの承認程度説の批判から始める。ロックの主張はこうである。「蓋然性には確実性と論証のすぐ近くから、非蓋然性、ありそうもなき、またほとんど不可能に近いところまでの程度の差があるように、同意 (assent) にも全くの確信・自信から、推測、疑い、そして不信にいたるまでの程度の差がある。」(『人間知性論』 IV, Ch.15, §2)したがって、直観や論証の働きが批准する場合を除いて、絶対的な承認などありえない。承認は推理に続くものとして、推理の必然的な影の類であり、推理が承認の実質である。

この承認程度説を前提としてロックは、「ある命題への承認(同意)の程度はその命題への証拠の強さに比例すべきである」、換言すれば、「我々は、ある信念を、その証拠がもっている蓋然性の程度を超える確信をもって抱いてはならない」を基本テーゼとする「信念の倫理学 Ethics of Belief」を主張するわけである。ロックによれば、この規則を破る者は「真理のため

に真理を愛し」ているのではなく、何らか他の副次的目的のために真理を愛する者である。証拠がもっている蓋然性の程度を超える確信の「余剰 surplusage」はすべて、何か他の情愛に起因し、真理愛には起因しないとされる。

この「承認の程度は証拠の強さに比例すべき」というロックの主張自体は、きわめて常識的であり、我々も自らの承認(信念)の働きを振り返るとき、至極もつともであるように思われる。ただ、注意しなければならないことは、常識的でもつともであると思われるのは、我々が暗黙のうちに、确实で不可謬な知識  $\nabla S$  そうでない蓋然的にすぎない信念(思いなし)、という伝統的な認識論の枠組みに立っているからである。ここでその枠組みの骨格を簡条書き的に要約しておこう。

近世経験主義哲学においては、知識や信念のあり方をめぐる探求は、デカルトの *opinio* 以来、絶対确实で不可謬な知識の探求であったと言える。この伝統の基礎を据えたロックは、知識を、

① 観念の一致不一致の直接的知識である直観的知識

(「黒は白ひなご」 $[3=2+1]$ )

② 観念の一致不一致の間接的知識である論証的知識

(「三角形の内角の和は二直角である」)

③ 個別的存在についての感覚的知識

(「観念を超える外的事物の存在についての知識」)

の三つにだけ厳しく限定した。(cf. 『人間知性論』 IV, chs. 1-2)

こうしたロックの知識観を出発点とする経験主義的知識論の特徴は次の4点にあるといえよう。

(1) 意識内在主義的——知識は観念や印象の直観的知覚をモデルとし、誤りの可能性のない絶対确实なものである。

(2) atomistic——知識のモデルとされる直観的知識の場合、命題はそれ自身で、他の命題との関係を抜きにして、絶対的  
確実性の特徴をもつと考えられている。<sup>(16)</sup>

(3) 脱人格的——センス・データ理論を例にとれば、それぞれの見え自身については誤りえないとされる場合、それはだ  
れかにとつての見えではあるが、それらの見えを帰属させるべき人格的主体の存在は要請されない。これは知識の担い手  
の問題であり、平たく言えば、「何が・だれが知るのか」という問いの成立の問題である。ここでは、「知識はひとに宿る」  
というようなことが正当な権利を持って語られる余地（必要）はない。

(4) 状況独立的——例えば、「赤い」という見えは、その見えが生じる状況の性格に依存しない。知識は、それが誤りの可  
能性がないという意味で絶対確実であらねばならないとすれば、だれにとつて、どんな状態のときの、といった状況から独  
立に確実でなければならない。

このような知識に対して、蓋然的な信念である「同意 (assent)」は、確実に不可謬な、したがって極めて限定された知識  
をいわば補うものとして、限りなく確実性に近いものから大いに疑わしいものまで、蓋然性の、すなわち、真らしく見える、  
程度の差をもつたものであるとされる。

### III 「グレート・ブリテンは島である」

このように見るとき、現代でもロックを擁護してニューマンを批判する H. H. Price にも見られるように、伝統的な認識論  
の立場に立てば、Ethics of Belief が、常識的でもっともらしく見えるのは、当然であろう。<sup>(17)</sup> しかしながら、ニューマンは  
この一見常識的に見える見方に真つ向から対立する。承認はその源泉より高くには登るべきではないとするロックの見解は、  
推理と承認との関わりについてのア・プリオリで抽象的な議論にすぎず、きわめて危険である。「ロックは実在するものとし

ての、この世界に見いだされるものとしての、人間の本性を問うことはせずに、こころがいかに働くべきかについての自らの理想を考えている。」むしろ、我々は現実は何をどのように承認しているかの「心理学的事実にしたがって判断すべきである」(GA p. 109)とニューマンは主張するのである。Jay Newmanは<sup>(10)</sup>、ニューマンの関心は、信念についての認識論よりはむしろ、現象学あるいは心理学にある、と指摘するが、はたしてそれだけのことであるのか。ニューマンのロック批判の内実を見てみよう。

(1) ニューマンによる最初の批判は、ロック自身がみずからの Ethics に反して、例外を認めているではないか、というものである。実際にロックのテキストでは、「いくつかの命題は、あまりに確実性の近くに接しているので、我々はまったくそれらに疑いをもたず、誤りなく論証されているかのように、確固として同意し、また、その同意に従って断固として行爲する」(『人間知性論』IV, ch. 15, §2)と書かれている。

ニューマンは「人間の本性が不合理 irrational でない限り、そのような論証的でない推論に基づく承認を不合理であるのみならずには、それはあまりにも広く見いだされ、またそれを弱点であり異常であると言うには、思慮深い人にもあまりに身近なものである。直観的でも論証的でもないこれらの真理を受け入れることなしには、我々は考えることも行爲することもできない。命題を真として絶対的に受け入れることは、我々の自然本性の一部である。」(GA, p. 118)と主張する。

では、「誰もそれを証明できないが、それでも誰もが無条件的に受け入れている多くの真理」とは、どのような真理なのであろうか。ニューマンが挙げる事例は様々である。それらはひとまずは大きく、直観による確信と自己意識の領域に限定されない事実への承認との二つに分けられている。前者の例としては、「我々は存在する」「皆個別性と同一性をもっている」「こころの中で考え、感じ、そして行爲する」「善悪、正誤、美醜の感覚をもっている」をはじめとして、昨日、もしくは去年起こったことの絶対的なヴィジョンに関するもの、あるいは我々の無知や疑いについての自己意識に関するものである。

後者の事実的な例としては、外界の存在や地球や世界の現状——大地と水の巨大な広がり、特定の場所に特定の都市があること——、我々の身の回りの基本的な事実——両親の存在、食べ物、歴史、芸術、科学、文学、宗教の存在——、さらには、我々の喜怒哀楽、後悔の念、そしておしまいには、神の存在やキリスト教の教えと真理への実感、といったものが挙げられる。例えば、「グレート・ブリテンは島である」について、ニューマンは次のように言う。「この信念は単純で基礎的な真理である。英国史の全体、全ての通商貿易、全ての経済社会政治システム、などの無数の事実、もしくは事実と我々が考えるものは、全てこの命題の真の上にある。我々がこの単純基礎的な真理に欺かれているかもしれない、という仮定には、明白な帰謬法が結果する。」(GA, p.191)

(2) さて、これらは、無条件的な承認のいわばパラダイムケースであろうが、ニューマンがそれらのいささか特異な命題にもたせた哲学的な意味はどのようなものであろうか。

例えば、Gerald McCarthyは<sup>(11)</sup>以下のように論じている。ニューマンは、確信の事実はその確信の権利を保証するものではない、ということをも十分承知していたので、氾濫する偽りの確信を排除するための規準として、推論的直観(Intuitive sense)と第一原理の問題を強調した。しかし、ニューマンはこれだけには留まらない。上に引用した諸命題がもつと言われる「単純基礎的な真理」については、いわゆる「ムーア命題」的な性格に注目すべきである。つまり、ニューマンにおける確信の問題は、後期ヴィットゲンシュタインの「川床命題」のもつ哲学的な意味——川床を流れる水の動き(＝通常の経験的知識)と川床そのもの(＝言語ゲームを成り立たせている知識)との区別——に引きつけて理解可能である。

McCarthyの理解は現代哲学の視点からすれば、極めて魅力的であることは確かである。しかしながら、ニューマンでは、同じ確信の命題として、例えば、「ヴィクトリアは英国の君主であり、ケント公はそうではなから」(GA, p.147)、「欧州戦争が勃発しそうだ。大胆にも、ギリシャがトルコに反抗しているから。」(GA, p.197)と云った極めて具体的な事実に関する

事例も少なからず含まれている。ニューマンの場合、川床の比喩に示されているような経験命題の間の、川床そのものと水の流れの区別といった類の構造という視点は、希薄であるようにも思われる。<sup>(12)</sup>

しかしながら、わたしとしては、ニューマンにおける確信としての知識がもつ哲学的意味は、ロックの意識内在主義的な伝統的経験主義の知識観に対立する、新たな知識観の呈示にあると考えたい。上で見たように、実はロックも、そのような命題——「イタリアにはローマという都市がある」、歴史的事実への信念、等——への承認が、我々の思考や議論あるいは行為の土台となつていているという事実は認めるのである。ただ、ニューマンはそれらを確実な真理であるとすると、ロックはそれらを決して確実な真理の知識であるとみなすべきではない、そうすることは、「真理のために真理を愛することにはならない、と言うのである。我々の思考や行為の土台となる命題を、ニューマンのように絶対確実な信念、つまり、知識であるとみなすことと、ロックのように絶対確実な知識であるかのようにみなすこととの間には、どれだけの違いがあるだろうか。

Jay Newman は、このような命題を“border line cases”<sup>(13)</sup>とみなし、両者の違いは次の点にあると言う。すなわち、一方ロックは伝統的な認識論に重きを置いて、知識を確実不可謬な領域に限定し、他方ニューマンは、現象学的また心理学的に人間のこころの働きを観察することによって、知識の境界線を広げて、確信までをも含めさせた、とする。

しかし、はたして問題は境界線の引き方にあるのであろうか。ニューマンでは、「グレート・ブリテンは島である」という命題（信念そして知識）は、我々の歴史、文化、そして社会生活の事実に関わる命題（信念そして知識）の、いわば全体が、「それを何らかの仕方で含意し（imply it in one way or another）」、「その真理に依存し（rest on the truth of it）」、「これまで認められてきたいかなる事実も、グレート・ブリテンが島であるのとは別の仕方であることには依存しない」とされてきた（GA, p.191）。このことは、「グレート・ブリテンは島である」という命題が、単に「単純で基礎的な」命題であるばかりでなく、他の無数の命題との相互の関わりのうちにあるということの意味している。信念や知識についてのこのような見方は、先に見たロック流の知識論の枠組みの4つの特徴の一つ、「知識を構成する様々な命題はそれ自体独立的であ

る」という atomistic な見方に対立すると言える。知識は、個々単独に成立するのではなく、他の信念との関係の中で成立する、というこのニューマンの見方は、むしろ holistic な見方と言えようか。

(3) そしてさらに言えば、先ほどの無条件的で確実とされる承認(信念)についての、ニューマンによる事例の引き方に注意せねばならない。多様な事例から先ず言えることは、ニューマンは「確実性」を問題にするが、それは「不可謬性」の追求ではない、ということである。ニューマンの承認には誤りの可能性はあるのである。この点は、単純な承認から複雑な承認(確信)へと至る過程で強調される「探究」のコンテキストから明らかである。「探究」ということで、ニューマンは、inquiry と investigation を区別しているが、この区別の基準は、前者が疑いを含意するのに対して、後者は含意しない点にあるとされる。そして、この区別のポイントは、理論や事実に承認を与える人は、不整合に陥ることなく、それらの信憑性(credibility)をその承認の喪失(=疑いの抱懐)なしに探究 investigate することが出来る、しかし、その真理を inquire することはできない、という点にある(GA, pp.125-128)。ニューマンの承認には誤りの可能性はあるのである。

次に、表向きそれらの実例は、直観的な命題と事実的な命題とに二分されているが、知識や信念の確実性という基準で区別されているわけではない、ということに十分注意しなければならない。ロックにおいては、周知のように、直観的知識が最高度の確実性をもっていった。しかし、ニューマンでは確信や知識としての承認に確実性の程度はないのである。ということとは、ニューマンが、直観的な知識に絶対確実で不可謬な知識のモデルを見る、意識内在主義的な捉え方を拒否していることを意味する。

このように見えてくると、問題は、ロックは知識を直観と論証そして感覚による不可謬なものに厳しく限定したが、ニューマンは、我々の思考や行為の土台となっている確実な信念にまで知識の領域を拡大した、というだけではないことが明らかとなる。わたしには、問題は、我々の持っている信念のなかで知識とそうでないものの境界線をどこに引くかというよう

なものではなく、どこに知識の、そして知ることの根本を見るかの問題であると思われる。つまり、ニューマンにおいては、確実性、そして確実な信念としての知識の根本は、まさにそれらが我々の思考や行為の、そして日々の生活の土台となっているのだというそのことにある、ということではなからうか。信仰の合理性、宗教的真理への確信の現実性の根拠を考察すべきニューマンにとって、知識は本質的に実践的 (practical) であらねばならなかったからである。

#### IV 「蓋然性の堆積」 (cumulation of probabilities)

(1) ニューマンのロック批判は、推理と承認に関する人間本性の「心理学的事実」からの批判である。ニューマンが「心理学的」と言う場合、それは「人間のこころについての法則」ということであり、またその「事実」とは、「我々の日常の経験が推理と承認の相互関係について教える」「人間の知的本性の普段の働き」を意味する。このような事実注目するとき、推理と承認の一方が不在でも他方が現在する、あるいはまた、両者は必ずしも同時に変化しない、ということは明らかである。例えば、「証拠を忘れても人は承認し続ける」、「強く確実な議論があっても、時として承認は与えられない」、「証明は成長しうる。しかし、承認は存在するかしないかのどちらかである」といった具合である (GA, pp. 110-111)。これらの事実の指摘から、「承認が推理の影にすぎないもの」、「承認は推理の働きの一種の再生産である」とするロックの考え方にニューマンは強く反対して、推理と承認は全く別の心の働きであると主張する。この区別——我々の第二のポイントである——の内実は、先にも見たように、推理の条件性に対する承認・確信の無条件性の特徴である。推理とは異なる承認の働きの更なる特徴を見るために、まず、ニューマンの次のことばに耳を傾けてみよう。

「承認は、もともとそれが生じる際に基づいていた推理的働きの現前なしに存続可能であることを我々は経験から知っている。我々は、生を営んでゆくにつれて、習慣の獲得によって内的に形成され変化するだけでなく、様々な主題についての

非常に多くの信念と見解によって豊かになる。ほとんど第一原理として保持されるこれらの信念や見解のあるものは、承認であり、これらは言わばこころの衣服と家具を形作る。(中略) これらの承認には、最初は何らかの種類の理由があったであろうが、それがどういうものであったにせよ、我々はとうにそれらの理由を忘れてしまっている。我々はそれを保証するものを忘れてしまっているが、承認は持ち続けている。それらは今や、自存的であり、いかなる意味でも結論ではない。」(GA, pp. 110-111)

ニューマンが承認を推理とは独立のこころの働きとみなす最大のポイントは、unreasonableであるかもしれないがそれは事実である<sup>(14)</sup>、というようなことにあるのではない。そうではなくて、むしろ、そういう事実こそが不合理 irrationalでない人間の本性であつて、承認(信念)や知識はまさにそれぞれのひとのあり方の形成に直接関わるという意味で推理とは独立のこころの働きである、ということであろう。このことは別の箇所では、「承認は、自己の働きであり、表出である(acts and manifestations of self)」(GA, p. 124)として、あるいはまた「我々の真理の規準は、命題の操作であるよりも、それらの命題を主張する人格の知のおよび道德的性格である」(GA, p. 196)として、再三再四強調されるのである。

(2) さてでは、元々の問いであつた「どのようにして、命題の条件的受け入れである推理から命題の無条件的受け入れである承認へと至るのか」という問題を見てみよう。「推理から承認へ」という自然的順序は、「蓋然性の堆積」という仕方での確実性の概念の理解と重なる。

ニューマンにおける推理については、その詳細な検討は別の機会に譲らねばならないが、簡単に言えば、言語化可能な「形式的推理」、言語化が困難な「非形式的推理」や「自然的推理」の協働による「蓋然性の堆積」としての、複雑で微妙きわまる前提群からの推論、さらには、そのような推論の各段階への「推論的直観 illicitive sense」——アリストテレスのプロネーシスに比される——の参画に基づくものである。そして、その結論命題の受け入れとしての承認には、それが確信へといった

る場合には、蓋然性の堆積を超えるいわば「余剰 surplusage」が備わるとされる。

この場合、注意すべき重要な点は、蓋然性の堆積すなわち証拠の堆積、そしてその堆積を超える「余剰」という考え方を中心とする確実性の概念である。ニューマンによれば、「本当の具体的問題における結論は、現実には獲得されるよりも、堆積された諸前提の数と方向の内に予見され予言される (foreseen and predicted rather than actually attained) ものである。

これらの堆積された諸前提は、全て、その結論に収斂し (converge)、その結合の結果、最も近くその結論に接近するが、主題の本性と、その主題が依存する推論の (少なくともその一部の) 微妙で陰伏的な性格のゆえに、その結論に論理的に触れることはない (それに触れないというだけのことではあるが)。無敵の三段論法によってではなく、蓋然的であるに過ぎない諸前提の力、多様性、或いは乗法によって——反論が克服され、反対の理論が中立化され、困難が次第に取り払われ、例外がその規則を証明し、既に受け入れられている真理の内に思いがけない相関が見出されるといった仕方——、経験を積んだころには、その結論が不可避であることの確たる予見 (a sure divination) を持つことが可能になる」(GA, p.208)とされる。我々はここで対照的に、先に見たロックの「蓋然性の程度を超える確信の余剰」は真理愛ではなく、すべて他の情愛に起因するという主張を想起すべきであろう。ロックにとっては、確信にまつわる人格的で状況依存的なファクターの全てが「余剰」なのである。

このように見えてくるとき、ニューマンは、ロックに代表される経験主義哲学の伝統的な知識観にいかに対立したか、という我々の問題への解答がある程度見えてくると思われる。すなわち、

(1) 収斂する蓋然性の堆積は、知性に応じて、その数も評価も異なる。また、非形式的推理や自然的推理の出発点になる第一原理も、それぞれの人によって異なる人格的なものであるとされる。実は、承認だけではなく、論証的でない種類の推理についても、その顕著な特徴として、「人格的 personal」な性格が強調されている。<sup>(15)</sup>

(2) この推理および承認の人格的性格は、また、承認及び確信の状況依存的性格ともつながっている。何が第一原理とし

て立てられ、推理が行われ、承認・確信が与えられるかは、状況に依存する。

(3) 確実性を蓋然性の堆積として捉える見方は、我々が先にも見た知識についてのニューマンの holistic な見方を明確に示していると解される。

## 結びにかえて

さて、ニューマンによるロックの「信念の倫理学」批判についての我々の理解の方向がもし正しければ、ニューマンにおける、推理から承認（信念）そして確信としての知識という、我々のこころの働きを捉える基本的な枠組みは、直観的な知識を知識のモデルとする、確実性・不可謬性と蓋然性をめぐるロックの、そして伝統的な経験論の枠組みとは、根本的に異なる相貌を呈していると言えよう。ニューマンは、経験主義者ロックよりもなお一層の経験主義の徹底によつて、脱人格的な不可謬の知識への蓋然的にすぎない信念、という伝統的な知の枠組みの根本的な組み替えを狙っていたのだと言えば、言い過ぎであろうか。

我々は、ニューマンの信念の哲学に、

- (1) 知識や信念の持つべき確実性は我々の思考や行為の、そして生活の土台であり、
  - (2) 信念や知識はひとのあり方に関わる実践的で人格的な見地から捉えられるべきである、
- という二つの現代的な意義を見いださうるのではなからうか。

註

- (1) テキストは、I. T. Kerが編集したオックスフォード・クラレンドン版(1985)による。
- (2) 『承認の文法』が従来しばしば「護教論的にすぎると批判されるのも、一つにはニューマンのこの問題意識が強かったからだと言える。J. Artz, “Newman as Philosopher”, in *International Philosophical Quarterly*, 16, 1976, pp. 263-287参照。
- (3) このことは、『承認の文法』の章立て(第一部「承認と了解」第5章が「宗教の事例における了解と承認」、また第二部「承認と推理」第10章が「宗教の事例における推理と承認」となっていることから明らかである。
- (4) ニューマンの思索の鍵の一つとなる「実在的承認」と「概念的承認」の区別は、命題を受け入れるひとのあり方に関わるものである。この区別と並んで、命題が表示する「事実」と「概念」の区別、さらには、「宗教的」と「神学的」の区別については、拙稿『承認の文法』における「了解」の概念について——J・H・ニューマンのこのころの哲学への基礎的考察——、「ディアログス」第8号、九州大学哲学・倫理学研究会、一九九六年十二月、13—19頁、参照。
- (5) こういった問題については、Jay Newman, *The Mental Philosophy of John Henry Newman*, pp. 35-39 参照。
- (6) 「推理」については、本文N(2)以下を参照。
- (7) ニューマンの承認(assent)とロックの assent を区別する上でも、ロックが用いた assent については、定訳である「同意」とした。
- (8) この考え方は、前期ヴィトゲンシュタイン『論理哲学論考』における論理的原子論(logical atomism)の思想に帰着する。
- (9) H. H. Price, *Belief*, Lecture 6, p. 132. フライスによれば、実際には「われわれはしばしばしかるべき程度を超えた承認を与えており、われわれはロックの規則を破っているのではないか」といった批判に対し、「しかし、その場合でも、その規則自体の権威にクレームをつけることはしないだろう」とされる。
- (10) Jay Newman, *op. cit.*, pp. 23-24. なお、O. M. Zeno, “An Introduction to Newman’s Grammar of Assent”, in *Irish Ecclesiastical Record*, 103, pp. 391-2 参照。

(11) G. McCarthy, "Newman and Wittgenstein: The Problem of Certainty", in *Irish Theological Quarterly*, vol. 49 (1982), pp. 98-120.

(12) もし、川床命題の方向で理解しようとするれば、そのような命題を従属節で導く際に、ニューマンが用いている命題の態度の様々な表現の分析も必要になってくると思われる。McCarthy は、いかにも「ムーア命題」的な命題だけに注目するが、果たして「グレート・ブリテンは島である」は「ムーア命題」と言えるだろうか。

(13) Jay Newman, *op. cit.*, p. 103.

(14) H.H. Price, *op. cit.*, p. 136 参照。

(15) もちろん、personal] ということは、恣意的ということではない。ニューマンはこの点については極めて用心深い。推理の正しさを支えるものとして、ニューマンは、独自の「推論的直観 (Intuitive sense)」なるものを主張し、そしてその推論的直観を扱う箇所  
の冒頭では、人間は、自らの努力で完成を目指すべき、いわば、self-made な存在であるとされる。しかも、その推論的直観は、  
アリストテレスの実践的理性(プロネーシス)の働きに比されるのである。しかし、こういった問題に関しては、別稿を期したい。

(本学大学院比較社会文化研究科博士課程)